

## 研究の窓

### 社会福祉政策研究の転換

#### I

本研究所の前身の一つである特殊法人・社会保障研究所は1965年に発足した。当時の社会保障研究は労働問題研究を軸として社会政策学の一環として取り扱われていた。そのなかで学際的な研究に基づいて、社会保障をソーシャル・ポリシーないし社会計画との関連で捉えた研究所の登場は、わが国の社会保障研究に新しい地平を開くものであった。(ちなみに当時の社会保障研究所の英文名は Institute of Social Development であった。) そして同研究所の研究のなかから、多くの研究業績が出されて、わが国の社会保障研究の発展に寄与してきたところは少なくなかつたものと思われる。

このなかで伝統的な社会政策学による社会保障研究において研究対象外とされてきた社会福祉は、本研究所の研究では重要な研究対象として位置付けられ、それには当時の研究第3部(社会学研究部)に属するメンバーが主として担当してきた。そこではまず社会福祉を政策と実践に分け、ここでは主として政策としての社会福祉研究に焦点があてられ、社会的ニードを中心にして、その充足を図るための方法(サービス)と資源の調達・配分を主要な研究内容としてきた。このような研究は、当時のわが国の社会福祉研究には見られないものであり、さまざまな毀譽褒貶もあったが、今日では「福祉政策科学」あるいは「福祉経営」研究と名付けられ、関係学会等において一定の地位をもつようになった。

この研究ではイギリスのソーシャル・アドミニストレーション研究など海外の諸研究もさることながら、むしろわが国で実際に展開している国、地方公共団体の社会福祉施策の動向や実態を踏まえた研究、調査が行われてきた。この研究によって、例えば社会的ニード論や福祉供給システム論など今日では一般化されている概念枠組み等が提示されているが、他方では著しく時代的な制約をもつ概念や「理論」が含まれていたことは否定できない。

#### II

その故もって、当時はそれなりの説得力をもつてきた「理論」などに対して新たな批判や提言がみられるようになった。その例の一つに社会福祉における普遍化をめぐる議論がある。社会福祉における選別主義か普遍主義かの論議は、社会福祉サービスの利用に当たって、貧困あるいは低所得という経済要件によって、利用者の選別を行ってきた「救貧的」社会福祉から、社会的ニードをもつものは、貧富に関わりなく誰でもが必要な社会福祉サービスを利用できる普遍主義的な社会福祉への転換を意味していた。その主張は、貧困あるいは低所得対策に収斂または連動してきたわが国の社会福祉のなかで「貧困」のステigmaからの脱却を目指すという意味では、それなりの妥当性をもつものであった。しかし、社会的ニードへの対応を基本的な機能とする社会

福祉サービスでは、サービス利用の前提に何らかの形での個別的なニードの選別が行われている関係で、普遍主義への転換といつてもそれは留保条件付きなものであった。

このために選別的普遍主義という捉え方や普遍主義的インフラのもとでの積極的差別の必要を指摘する主張などがあった。それに加えてわが国ではホームヘルプ・サービス利用の普遍化と併せて導入された応能負担制度の導入と関連して、普遍主義化の論議はサービス利用だけでみるべきでなく、費用負担面での応能、応益負担との関係で捉える必要があるとする批判が登場している。また最近では介護保険の創設と関連して、介護サービスを福祉サービスの一種として捉え、その財源調達を社会保険によるか、それとも公費によるかということを含めて普遍主義の問題を考えるべきとする主張なども現れてきている。そして論議はさらに社会保障体制そのものについて普遍主義か選別主義かという議論や、普遍主義的福祉国家に対するアフォーダブルな福祉国家 (Affordable Welfare State) 等に関連して福祉国家の揺らぎ(変容)問題にまで拡散している。

この他、利用者による必要を重視する社会的ニードはニードなのか、「需要」なのか、それと関連して準市場(擬似市場)の有効性の問題、サービスの提供(delivery)と資源・財源の配分(allocation)や割り当て(rationing)の方法など新らしい課題が数多く提起されてきている。それらはまさに社会福祉政策研究の転換を促すものとなってきている。

三浦文夫

(みうら・ふみお 東京都社会福祉総合学院長)